

スマートマスター資格

『スマートマスターのいる店 登録・紹介制度』の導入について

1. 制度の名称

『スマートマスターのいる店 登録・紹介制度』

2. 制度のねらい

スマートハウスやその関連サービス・製品等について関心を持たれている消費者の方々が、スマートハウスに関連してお気軽にご相談いただける“家と家電のスペシャリスト『スマートマスター』”のいる店舗やオフィスなどを紹介し、スマートハウスおよび関連サービス等の円滑な推進を促進します。

3. 制度の概要

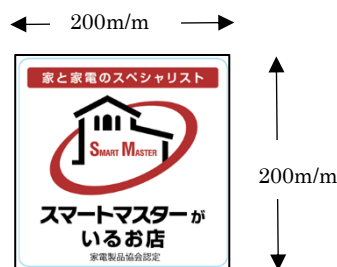
1) スマートマスターのいる店としての『登録』

次の要件を満たす事業者(個人経営主を含む)は、店舗やオフィス等の消費者との接点単位で、消費者への公開用データベースに「スマートマスターのいる店」として登録することができます。

<登録するための要件>

- ①家電製品協会認定の「スマートマスター資格」を保有する人材が在籍すること
- ②上記①の人材は、お客様の求めに応じ「スマートハウス関連の相談」などに対応できること

なお、上記要件を満たすことで登録店となった店舗等には、登録の証として「登録店ステッカー」が交付されます。(上記データベースは、家電製品協会認定センターが管理・運営します)



登録店ステッカー (イメージ)

2) スマートマスターのいる店としての『紹介』

上記 1)にて登録された店舗やオフィスは、消費者を対象として以下の方法にて公開されます。

- ② 家電製品協会認定センターのホームページにて店舗名・場所等を紹介します。
 - ② 新聞・雑誌のほか Web 情報など各種メディアにて当該情報を紹介していただきます。
- また、スマートマスターに関するマスコミ取材などが企画される場合、登録された法人・団体様を取材先対象とし、ご相談の上、メディア等に紹介させていただきます。

4. 当面の計画と具体的な手続き

来る5月1日付にてスマートマスターが誕生することを機として、次の要領にて当該制度をスタートします。


1) 『登録(申請)』手続き	
① 受付開始	2017年4月24日(月)より随時 (※) ※3月に行われたスマートマスターの認定試験結果(合否)は、4月10日(月)より認定センターホームページ上のマイページにて各受験者に開示。団体申請については各お申込み団体に対して結果ご連絡済みです。
② 申請書類	家電製品協会認定センターのホームページ「企業・団体の方へ」⇒「登録・紹介制度」に所定の申請書類(※)を掲示 ※申請書類には「一般様式」と「団体様式」の2種類あり。一度に複数の店舗等を登録申請する場合は後者の申請書を使用してください。
③ 申請書類の提出先	家電製品協会認定センター宛「郵送」もしくは「メール添付」にて送付 ・郵送先 〒100-8939 東京都千代田区霞が関3丁目7-1 霞が関東急ビル5階 ・メール ninteir-info@aeha.or.jp
④ 登録の完了	申請された内容の登録は、「登録店ステッカー」の発送をもって完了通知とします。
⑤ 登録費用等	不 要
2) 『紹介』手続き	
① 家電製品協会認定センターホームページへの掲載	5月8日(月)までに申請書類を提出され、登録を完了した内容については、5月15日(月)より、初回広報として、認定センターのホームページにて一斉に店舗名等を公開します。なお、以降は随時、登録リストのメンテナンスを実施します。
② 新聞・雑誌等メディアへの紹介	5月8日(月)までに申請書類を提出され、登録を完了した内容については、上記①と同様に、5月15日(月)、各種メディアに対して、初回広報として一斉に店舗名等を発表します。
3) 『登録データのメンテ』手続き	
① 登録データに変化が生じた場合の対応	スマートマスター資格保有者の異動や離職などにより、前述3.-1)に記載している「登録のための2つの要件」のいずれかが“欠格”となった場合、認定センター事務局へ連絡していただくことで、ホームページへの掲載内容を修正します。

5. その他

1) 消費者の認知を促進するためのオプション・グッズの販売

上述の「登録店ステッカー」に加え、各店舗等にてスマートマスターの存在をPRするためのツールとして、次のグッズをオプションとして準備していますので、精々ご活用ください。

http://www.aeha.or.jp/nintei-center/steps/smartmaster_system/

卓上用のぼり	店頭用のぼり
 <p>購入は認定センター事務局へご相談ください。</p>	 <p>購入は認定センター事務局へご相談ください。</p>